

基発 0331 第 1 号

平成 26 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

平成 26 年度から実施する産業保健活動総合支援事業への
支援について

事業場における産業保健活動への効果的な支援を促進するため、産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業、地域産業保健事業の 3 つを一元化し、平成 26 年度から独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）を実施主体として、各都道府県に置く産業保健総合支援センター（以下「センター」という。）とその地域窓口を拠点に、新たに産業保健活動総合支援事業（以下「本事業」という。）を別紙の通り実施することとしている。

本事業は、労働者の健康確保のため、事業者及び産業保健関係者に対するメンタルヘルス対策等の産業保健活動に関する相談及び研修等並びに小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談等を行うことにより、事業場の産業保健活動を支援することとしている。

については、下記に留意のうえ、本事業の効果的な運営のための支援を図られたい。

なお、平成 24 年 7 月 24 日付け基発 0724 第 4 号「産業保健事業の総合調整のための協議会の設置について」及び平成 25 年 1 月 30 日付け基発 0130 第 34 号「『地域産業保健事業委託要綱』の改正について」は本通達をもって廃止する。

記

1 本事業の積極的な周知

個別指導や集団指導、各種会議等、あらゆる機会を捉えて、事業者や関係団体等に対して本事業の積極的な周知を図ること。なお、周知に当たっては、特に小規模事業場の事業者において本事業の理解が促進されるよう、経営者団体等を通じた周知に配慮されたい。

事業場に対する各種指導の際に、小規模事業場等産業保健活動に係る取り組み方がわからず産業保健上の課題を抱えている事業場を把握した際には、センターの利用を勧奨するとともに、当該事業場の支援要望に応じてセンターに取り次ぐこと。

2 センターに対する事業場情報の提供

センターから求めがあった場合は、センターからの重点的な支援が必要と考えられる事業場情報を、必要に応じて提供すること。特に、メンタルヘルス対策に関しては、平成21年3月26日付け基発0326002号「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」に留意し、事業場の自主点検の取組結果の確認等を積極的に行うとともに、その結果、センターの支援が必要と考えられる事業場情報を、必要に応じてセンターに対して提供すること。

なお、「事業場情報」とは、主に、事業場名、所在地、業種、労働者数等が想定されるが、個人情報が含まれる場合は、本人の同意を得る又は個人情報は除いて提供する等、局署における個人情報の取り扱いには十分留意すること。

3 産業保健総合支援センター運営協議会等への参画

機構が開催する産業保健総合支援センター運営協議会等の事業運営に関する会議に参画し、本事業の効果的かつ効率的運営を推進する観点から助言等を行うこと。

4 関係者との連携

都道府県医師会及び郡市区医師会等産業保健関係者との連携を図り、本事業の円滑な実施を支援すること。

5 関連通達の改正等

(1) 平成25年2月25日付け厚生労働省発基安0225第1号通達の一部改正等

ア 平成25年2月25日付け厚生労働省発基安0225第1号「第12次労働災害防止計画の策定について」の一部を次のとおり改める。

別添「第12次労働災害防止計画」中「メンタルヘルス対策支援事業」を「産業保健活動総合支援事業」に、「地域産業保健センター」を、「産業保健総合支援センター（地域窓口）」に改める。

イ 従来と同様、局署においてセンターとの連携を図り、メンタルヘルス対策の推進及び高年齢労働者対策の推進を図ること。

(2) 平成21年3月26日付け基発0326002号通達の一部改正等

ア 平成21年3月26日付け基発0326002号「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」の一部を次のとおり改める。

「メンタルヘルス対策支援センター」を「産業保健総合支援センター」と改める。

イ 従来と同様、局署において、事業者に対する指導に際してのセンターとの連携を図り、引き続きセンターの積極的活用を図ること。

(3) 平成23年3月30日付け基発0330第2号通達の一部改正

平成23年3月30日付け基発0330第2号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」の一部を次のとおり改める。

「産業保健推進センター事業」を「産業保健活動総合支援事業」と改める。

産業保健活動総合支援事業について

1 目的

産業保健活動総合支援事業（以下、「事業」という。）は、事業者が使用する労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する業務について、事業者及び産業医等の産業保健関係者が行う自主的な産業保健活動を支援することにより、労働者の健康の確保に資すること並びに小規模事業場の事業者及び労働者に対する産業保健サービスの提供による労働者の健康確保を目的とする。

2 実施体制

事業の実施主体である独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、都道府県に産業保健総合支援センター及び地域窓口を設置し、地域の医師会等関係団体の協力を得ながら、事業を実施する。

3 事業内容

(1) 産業保健総合支援センターにおける事業

- ア 産業保健関係者からの専門的相談への対応
- イ 産業保健関係者への専門的研修の実施
- ウ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- エ 事業者、労働者等に対する産業保健啓発セミナーの実施
- オ 産業保健関係者による事例検討会の実施
- カ 産業保健に関する地域の情報の整備及び情報提供

(2) 地域窓口における事業

- ア 常用労働者50人未満の小規模事業場の事業者等からの相談対応
 - a 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
 - b 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
 - c 長時間労働者に対する面接指導

イ 事業場への個別訪問指導

ウ 産業保健に関する地域の情報の整備及び情報提供

※ 小規模事業場等からの相談の利便性を向上するため、地域窓口（地域産業保健センター）で受け付けた相談は、内容に応じて産業保健総合支援センターと地域産業保健センターの連携のもとに総合的に対応することでワンストップサービスを充実させる。

(3) 運営協議会等の開催

- ア 産業保健総合支援センター運営協議会
- イ その他、全国会議及び地域窓口の効率的・効果的な運営のため地域の産業保健関係者による協議を行う。

(4) メンタルヘルス相談機関等の情報登録

(5) その他、産業保健に関する情報提供